

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



ハーグ制度を利用した国際出願では、どのように出願書類を書くのですか？

約2年半前、日本は意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟しました。日本が批准したのは、1999年ジュネーブ改正協定で、2015年5月13日に発効しました。

ハーグ協定は、本来各国においてそれぞれの言語、通貨、様式等で行っていた意匠出願手続きを、改正協定に基づき、国際事務局による統一の方式を採用することにより、1つの出願書類、1つの言語、1つの通貨で、直接その国の官庁に意匠出願した場合と同様の効果を得ることを可能にしました。

## 1. ハーグ制度を利用する条件

ハーグ制度を利用する条件は、協定の締約国に、

- ・国籍
- ・住所
- ・現実かつ真正の工業上または商業上の営業所
- ・常居所

のいずれかがあることです（ジュネーブ改正協定3条）。

よくお問い合わせを受けるご質問に、「出願人の資格欄は、何を記載すればいいのか？」がありますが、該当する欄は、全てご記入いただいて結構

です。少なくとも1つ記入があれば、ハーグ制度をご利用いただくことができます。

## 2. 国際出願に必須の項目

国際出願には、下記の内容を含むことが必要です（ジュネーブ改正協定5条(1)）。

- ・改正協定に基づく国際登録の請求
- ・出願人に関する所定の事項
- ・複製物（図面）
- ・意匠を構成する製品の表示
- ・指定締約国の表示
- ・手数料の支払い、その他

## 3. 指定締約国による必須の項目

加えて、指定する締約国により、要求される項目があります（ジュネーブ改正協定5条(2)）。

- ・意匠の創作者の特定（ルーマニア）
- ・意匠の複製物／特徴についての簡潔な説明（ルーマニア、シリア）
- ・請求の範囲（米国）

## 4. 指定締約国により提出可能な項目

さらに、指定する締約国により、国際出願時に記載／提出できる項目があります。

- ・新規性喪失の例外適用申請（日本、韓国）
- ・関連意匠（日本、韓国）
- ・公表の延期（一部の国を除く）
- ・企業規模による個別指定手数料減額／証明書（米国）
- ・創作者の宣誓書（米国）
- ・新規性喪失の例外証明書（韓国）
- ・保護の適格性に関する情報（米国）
- ・優先権証明書（韓国）

## 5. おわりに

このように、ジュネーブ改正協定に基づく意匠出願が、最終的にどの締約国へ進んでも項目に不足を生じないように、出願書類の様式が構成されています。

また4. のように、出願書類に添付することによって各国官庁の代わりに、国際事務局へ提出できる書類もありますので、ぜひご活用ください。

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】  
TEL:03-5532-5027（ハーグ関係）  
TEL:03-5532-5030（その他制度等）  
<http://www.wipo.int/japan>